

用語説明

【あ行】

■ アダプト制度

アダプト制度とは、行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。美化活動を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行うという形式が多い。「Adopt」とは、英語で「養子縁組をする」といった意味合いがあり、公共財を地域で引き受けるといった意味合いの制度。

■ アウトソーシング

行政コストの削減とサービス水準の向上を図るため、業務の一部または全部を民間企業などに委託すること。

■ 維持修繕費

地方公共団体が管理する公共施設等を維持するための補修等の経費のこと。

■ 一般会計

行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計のこと。地方公共団体の会計は、本来、一つの会計で経理されることが望ましいが、現在のように行政活動が広範多岐にわたる場合においては、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計を設けている。

■ NPO（Non-Profit Organization）

私的利益を上げることが目的ではなく、福祉や環境、災害復旧などの幅広い分野で、社会的課題の解決や公益実現のために活動する組織のこと。この内、特定非営利活動促進法（通称NPO法）に基づき、行政庁が認証した団体をNPO法人と呼んでいる。

【か行】

■ 合併特例債

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」において設けられていた制度で、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う、まちづくり等の事業または地域振興のための基金の積立てに要する経費について合併年度およびこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入される。なお、「市町村の合併の特例に関する法律（合併新法）」では、この制度は廃止された。

■ 合併算定替

平成の大合併による県内の合併は、旧合併特例法の「合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する」という定めに基づく。これを「合併算定替」と呼びます。しかし、配分額は合併11年目から段階的に減らされ、16年目には純粋に一つの自治体として算定される。これを「一本算定」と呼びます。合併すると行政の効率化が見込まれるため、一本算定では一般に配分額が減る。湖南市の場合は合併後11年目から5年間で約13億円交付税額が減額される想定となっております。

■ 基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる資金、または財産で、条例により設置することができる。

■ 基準財政需要額

地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額のこと。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として、普通交付税が交付される。

■ 行政コスト計算書

基本的には、バランスシート※に計上されない、その年度限りで使用される費目である人件費、公債費利子、維持補修費等のほか、他団体への補助金等、さらには発生主義に基づいて計上される減価償却費、退職金給与引当金などを把握した1年間の行政コストを示したもので、企業会計で使われる「損益計算書」に相当する。

■ 協働

市民と行政が目的を共有し、また対等な立場でお互いを理解・協力し合って、それぞれの役割を認識しながら、共に取り組むという概念のこと。

■ 繰出金

繰入金は歳入としての表現で、歳出する側では繰出金という。一般会計と特別会計の関係でいえば、支払った一般会計の方では歳出「繰出金」からの支払いとなり、受けた特別会計の方では歳入「繰入金」で受け入れることとなる。一般会計から特別会計へ繰り出す場合、総務省から通達された基準「繰出基準」に基づいて繰り出すことになる。この基準がある経費に対しての繰出金を「基準内繰出金」といい、基準を超えた繰出金や基準が示されていない経費に対しての繰出金を「基準外繰出金」という。「基準外繰出金」は、財源が地方交付税の需要額に算入されない金額であり、この金額が増加すると一般会計の財政状況を圧迫する要因となる。

■ クラウドコンピューティング

コンピュータネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態。古いもので付加価値通信網がある。

■ 減免制度

料金などの負担を軽減または免除することで、施設の設置目的にあった団体等に対し使用料を減額・免除する制度。

■ 広域行政

地方公共団体の区域を越えて、行政事務を広域的に処理すること。その主な方法としては、一部事務組合（都道府県、市町村、特別区がその事務の一部を共同処理するために設ける組合）による特定事務の広域的共同処理や、各種協議会・連絡会議などによる関係行政機関の特定問題への協力的な対応などがある。

■ 公共施設

公共施設とは、道路、河川、上水道、下水道、公園、広場、図書館などの公共の用に供する施設のこと。「公共の用に供する」とは、直接に一般公衆の使用に供することをいい、「施設」とは、物的要素を中心とする概念で、物的設備自体を意味する場合のほか、サービスを提供する活動のことまでを含めていう場合がある。「公の施設」は、地方公共団体が提供する施設であり、ここにいう公共施設にあたる。

■ 公債費

市債の元金の償還および利子の支払いに要する経費のこと。市債は、ある程度活用すべきであるが、後年度の財政負担となる。このため、公債費の一般財源に占める割合を算出し、その限度を計数的に見ることとしており、この割合が一定割合を超えると、市債の発行が制限されることになる。また、公債費は、消費的経費の内の人件費および扶助費とともに、義務的経費と呼ばれ、その増嵩は財政硬直化の要因となるため、留意が必要である。

■ 国庫支出金

国が地方公共団体に対して、特定の事業を促進する目的で用途を指定して交付する金銭。

■ コンテンツ

一般に、コンピュータのようなマルチメディア環境によって、提供される内容や中身のこと。映像・静止画・音声・文字などの情報やデータの総称として用いられる。

【さ行】

- **財政調整基金**

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害などの財源として活用するもの。
- **資金収支計算書**

歳計現金（資金）の出入りの情報を、性質の異なる3つの区分（「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」）に分けて表示した財務諸表のこと。
- **自主財源**

市が自主的に収入することができる財源のこと。市税、分担金および負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入がこれにあたる。この自主財源を歳入総額で割ったものが自主財源比率で、この割合が大きければ大きいほど自前の財源で自主的な財政運営ができることを示す。
- **自治体クラウド**

自治体クラウドは、近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。また、東日本大震災の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、自治体クラウドの推進が求められている。
- **実質公債費比率**

健全化判断比率の一つ。一般会計等の地方債元利償還金や、特別会計・一部事務組合の地方債元利償還金に係る繰出金・負担金など、市が負担すべき実質的な公債費総額の標準財政規模等に対する割合で、その年度の実質的な公債費による財政負担の程度を表す。この比率が25%以上になった場合、一定の地方債について起債が制限され、18%を超えると公債費負担適正化計画を策定する団体となる。
- **指定管理者制度**

平成15年6月の地方自治法改正により、公の施設の管理委託先について、公的主体に限定していた今までの管理委託制度に代わり、新しく創設された制度のこと。多様化する市民ニーズ、より効果的・効率的に対応するために、民間活力を活用し、行政サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とした制度となっており、NPOや株式会社等の民間主体が議会の議決を得て、指定管理者として公の施設の管理を行うことができる。
- **シティセールス**

「都市を売りだす」「都市を宣伝する」ということで、他の都市との競争に勝つために、都市が持つ様々な魅力を外向けにアピールすることで、より多くの観光客に訪れてもらったり、特産・銘菓を買ってもらったり、住んでもらったり、企業進出してもらったりすることで都市を活性化させていこうというもの。
- **受益者負担の原則**

行政サービスに対し、その利益が受けられることが明確な場合、原則その受益の範囲内で負担してもらうこと。
- **社会保障・税番号制度【マイナンバー】**

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）。
- **シンクタンク**

さまざまな領域の専門家を集めた研究機関。社会開発や政策決定などの問題や経営戦略などについて、調査・分析を行い、問題解決や将来予測などの提言をする。
- **純資産変動計算書**

貸借対照表内の「純資産の部」に計上されている各数値が、1年間でどのように変動したかを表している財務諸表のこと。
- **人件費**

議員の報酬や職員の給与などに支払われる経費のこと。
- **税外未収債権**

介護保険料、学校給食費を始めとする4税（市民税、固定資産税、法人税、軽自動車税）以外の債権における未収のもの。

■ 政策形成能力

具体的な政策を立案するための能力のことで、その中には、情報収集力、分析力、発想力、企画力、説得力、行動力など幅広い能力が含まれる。地方分権の進展に伴い、地方自治体の職員に求められる重要な能力の一つ。

■ 第二次湖南省総合計画

まちづくりの長期的展望に立った最上位の計画で、行政運営の基本となるものであり、基本構想、基本計画およびこれに基づく実施計画で構成されている。地方自治法第2条第4項では、「市町村は、その事務を処理するにあたっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められている。計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間。

「た行」

■ 貸借対照表

市民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した財務諸表のこと。表内の資産合計額（表左側）と負債・純資産合計額（表右側）が一致し、左右がバランスしていることからバランスシートとも呼ばれている。

■ 地方交付税

地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保障するもので、国税の内、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源として、国が一定の基準により各地方自治体へ、普通交付税と特別交付税として交付する。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合に、その超える額を財源不足額として交付されるものであり、一方、特別交付税は特別な財政需要に対応するもので普通交付税の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付される。

■ 地方債（起債）

地方公共団体の資金調達のための借入で、その返済が一般会計年度を超えて行われるものを「地方債」といい、また、地方債により資金調達することを「起債」という。

■ 統合型マネジメントシステム

毎年度の主要事業を四半期ごとにその進捗を管理するツールと、行政評価の一つである事務事業評価のツール、またISO9001を独自運用した形での業務手順のツールを統合し、一つのマネジメントシステムとして運用を図る湖南省独自のシステムのこと。

■ 特別徴収

個人住民税の特別徴収は、納税義務者である個々の給与所得者（従業員等）が納めるべき税額を毎月の給与の支払時に給与支払者（事務所・事業所等）が徴収し、一括して区市町村に翌月10日までに納入する制度である。給与所得者については、特別徴収の方法により納税するのが原則となる。

■ 特別徴収義務者

それぞれ給与の支払をする際に毎月徴収し、その徴収した月の翌月10日までにこれを市町村に納入する義務を負う(321条の5) 事業者。市町村はその事業者を指定し通知する。

「な行」

■ ネーミングライツ

スタジアムやアリーナ等のスポーツ施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利で、「命名権」とも呼ばれる。

「は行」

■ バイオマス

枯渇性資源ではない、現生生物体構成物質起源の産業資源をバイオマスと呼ぶ。新技術として乾留ガス化発電を用いたエネルギー利用が脚光を浴びている。日本政府が定めた「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されている。

■ P F I (Private Finance Initiative)

民間の資金、経営・技術能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

■ P P P (Public-Private-Partnership)

官と民がパートナーを組んで事業を行うという、新しい官民協力の形態のこと。P F Iとの違いは、P F Iは国や地方公共団体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法を指しているのに対し、P P Pは例えば事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法。

■ 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づき、被扶助者に対して支給する費用および地方公共団体が単独で行っている各種扶助に対する経費のこと。主なものとして、生活保護費、医療・介護の援助、児童手当等の支給、就学援助や保育所の運営費などが該当する。

■ 負担金

国または地方公共団体が特定の公共事業を行う場合に、その経費にあてるため、その事業により特別な利益を受ける者から徴収する金銭。

■ 物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。主なものとして、賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などが該当する。

■ 補助金

補助金には、国や県が予算などの定めにより、特定の目的実現のために市町村へ現金を給付する場合と市町村が公益上の必要により、財政的支援として市民等へ現金を給付する場合がある。

■ 補助費等

市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費のこと。主なものとして、報償費、役務費、負担金・補助金および交付金（一般的な補助金）などが該当する。

「ら行」

■ 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債のことで、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に、発行可能額が算定される。地方交付税として算定・交付されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているものであり、発行の有無に関わらず発行可能額に対する償還見込額の100%が後年度に交付税措置される。

■ 類似団体

市町村が財政運営の健全性を確保していくためには、自らの財政状況を分析して問題の所在を明らかにし、それを将来の財政運営に反映させていくことが適当で、分析にあたっては自らの財政状況を他の地方公共団体と比較することが有効となる。比較対象は、その態様（財政状況を決定するなど人口などの前提条件）が自らと類似している団体であることが望ましいと考えられることから、そのような比較検討の資料を提供するため、総務省において態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のことをいう。現在、類似団体の類型は、市（政令市を除く）および市町村別に団体の人口および第二次、第三次産業の人口比率を基準として設定されている。

■ 第六次産業

第六次産業（ろくじさんぎょう）とは、農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す、農業経済学者の今村奈良臣が提唱した造語。また、このような経営の多角化を第六次産業化と呼ぶ。